

令和4年度三沢市店舗等 ユニバーサルデザイン推進補助金

市内店舗等におけるユニバーサルデザイン改修工事及び物品購入に対して、補助金を交付します。概要は、以下のとおりです。

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別の違いなどに関わらず、誰にとっても使いやすい施設や製品のことをいいます。

対象店舗	三沢市内において、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む店舗、又は診療所や療術業を営む建物が対象です。
対象者	次の要件全てに該当する方が対象となります。 ①三沢市内で自ら店舗等を営む者又は店舗等の所有者 ②納期の到来した市税その他三沢市に納付すべき公共料金を滞納していない者
改修工事	店舗等を訪れる不特定多数の市民や来客が使用及び利用する施設・設備の改修工事が対象。(工場や事務所部分等は対象外) ①通路等の段差解消、手すりの設置、床の滑り防止又は点字ブロックの設置工事 ②通路又は開口部の拡幅工事 ③和式便器から洋式便器への取替工事 ④点字表示又は複数の外国語表示への対応工事 ⑤その他、店舗等における移動の円滑化、安全性の向上及び市民の社会参加促進に寄与するものとして認める施設及び設備の改修工事。 ※新築工事は対象外です。また、「建物リフォーム等事業費補助金」など、市の他の補助金制度等との併用はできません。
物品購入	店舗等を訪れる不特定多数の市民や来客が使用及び利用する施設・設備に関する筆談ボード・折り畳み式スロープ・車いすなどの物品が対象。(工場や事務所内で使用する物品等は対象外)
補助額	改修工事については、工事に要した経費の3分の2以内の額とし、25万円を限度とする。物品購入については5万円を限度とする。
申請受付	【申請受付期間】 令和4年5月1日～ ※申込みが予算額に達したときは、申請受付を終了します。 ※交付決定前に着工・完了している改修工事、発注・購入済みの物品は補助対象となりません。 ◆お問合せは三沢市障害福祉課共生社会推進係まで (53-5111 内線542)

裏面は、申請等の手続きについて記載しています。

申請等の手続きについて

補助金交付申請

三沢市店舗等ユニバーサルデザイン推進補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添付して申請してください。

申請書をお預かりした後に、改修工事場所や購入する物品、納税状況等について確認を行うとともに、申請書類を審査したうえで交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。

必要な添付書類	改修工事	物品購入
改修工事計画書（様式第2号）	○	×
見積額又は代金のわかる書類	○	○
改修計画図その他改修方法を示す図書	○	×
改修工事着工前の現況写真	○	×
カタログ等の写し	○	○
工事実施同意書（様式第3号） （対象施設が自己所有でない場合のみ）	○	×
納税証明書	○	○

※改修工事と物品購入では、提出する書類が異なります。その他、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

事業実績報告

三沢市店舗等ユニバーサルデザイン推進補助金実績報告書（様式第7号）に、以下の書類を添付して実績報告を行ってください。

- ・領収書の写しなど代金の支払いが証明できる書類
- ・改修工事施工箇所又は納品された物品の写真

※上記以外の資料の提出を求めることがあります。また、現地調査を行うことがあります。

※実績報告書は、事業完了から30日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い期日までに提出してください。

※補助金は、交付額確定後の精算払いとなります。

申請・問合せ先

三沢市障害福祉課共生社会推進係（三沢市総合社会福祉センター内）

電話：0176-53-5111（内線）542

FAX：0176-53-2266

MAIL：msw_katei@misawashi.aomori.jp